

国の重点支援地方交付金活用事業 大村市農業資材等価格高騰対策事業給付金（お知らせ）

大村市では、原油等物価高騰の影響を受けている販売農家へ支援を行います。



【給付概要】

露地栽培 20,000円/10a

施設園芸 100,000円/10a



※ 基準の面積は、原則令和8年1月16日時点で農地台帳に登録されている農地のうち耕作している面積とします。

経営耕地面積に応じて交付します

対象者：市内の販売農家

※ 市税の滞納がないこと。

〔 経営耕地面積が30a以上 又は、
年間の農産物販売金額が50万円以上の農家 〕

対象品目：野菜・果樹・花き・茶に限ります。※ 穀物は対象外です。

内容：農産物生産販売における労働費及び物財費の価格高騰分のうち3/4に相当する金額を経営耕地面積に応じて交付します。

※ 例) 露地、施設両方の栽培実績がある場合（露地栽培50a、施設園芸20aの場合）
給付額：20,000円/10a×50a+100,000円/10a×20a=300,000円

【申請手続】

1 誓約書兼同意書の提出 (提出期限：令和8年3月31日(火))

2 耕作地面積調査票、給付金申請書の送付

- (1) 「耕作地面積調査票（農地台帳登録の農地記載）
- (2) 「大村市農業資材等価格高騰対策事業給付金申請書兼請求書」
が送られてきます。

3 耕作地面積調査票、給付金申請書の提出

(提出期限：令和8年6月30日(火))

上記の(1)に耕作状況を記入し、
(2)に必要事項を記入のうえ両方とも提出する。

【提出先】

大村市農業経営支援課

住所：〒856-8686

大村市玖島1丁目25番地

電話：0957-53-4111（内線256）

担当：馬場・塚田